

共済契約者の皆様へ

令和3年10月1日からの制度改正に伴い、共済証紙(掛金日額)が310円から320円に改定されました。

これにより、共済手帳の取扱いが次のように変更されましたのでご注意ください。

令和3年9月30日までに発行された共済手帳について

建設業退職金共済手帳(掛金助成)



2冊目以降の共済手帳



1) 上記の手帳には、令和3年9月30日までの就労分を310円証紙、令和3年10月1日からの就労分は320円証紙を貼付してください。

この手帳には、310円証紙と320円証紙の両方を貼付することができます。

2) **上記の手帳を更新される際は、必ず**

令和3年9月30日就労分までの310円証紙を全て貼り終えてからお手続きをお願いいたします。

次の新しい手帳には、310円証紙を貼付することができません。

3) 310円証紙の貼付欄がなくなった場合は、その超えた日数分の証紙を台紙などに貼付してください。

台紙は、手帳の未使用のページをコピーしていただくか、白い用紙でも構いません。また、更新される際は台紙に貼付した証紙にも消印して、手帳の最終ページにホチキスで添付してください。

4) 更新手帳をご郵送される際は、お手数ではございますが「9月までの就労分貼付完了」と書いたメモまたはふせんを添付願います。

令和3年10月1日以降に発行される共済手帳について

建設業退職金共済手帳(掛金助成)

※令和3年10月1日以降に交付される手帳



2冊目以降の共済手帳

※令和3年10月1日以降に交付される手帳



- 1) **上記の手帳には、310円証紙は貼付できません。**
この手帳には、10月1日からの就労分として320円証紙を貼付してください。
- 2) 更新は、原則として手帳交付日から10カ月以上の期間が経過しないとできませんのでご注意ください。

詳細については、建退共本部のホームページ (<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp>) または「建設業退職金共済制度の掛金日額等の改定について」(令和3年7月発送) をご参照ください。